

令和 年 月 日

保 護 者 様

(公印省略)
甘楽町立新屋小学校
校 長 小高 哲茂

学校感染症における出席停止について

お子さんは、下記の疾患のため、学校保健安全法第 19 条により出席停止とします。これは、学校内での感染症蔓延防止を目的とするものです。出席停止期間は下記のとおりです。登校する際は、必ず主治医記入の『治癒証明書』を持参し、学級担任に提出してください。
なお、出席停止期間は、欠席扱いになりません。

記			
種別	該当欄	学校感染症の種類	出席停止の期間 *病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときには、以下の限りではない。
第二種		インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発疹が消えるまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失後 2 日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたとき
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種		流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたとき
		急性出血性結膜炎	
		腸管出血性大腸菌感染症	

※「キリトリセン」から切り離して提出してください。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・キリトリセン・・・・・・・・・・・・・・・・

治 癒 証 明 書

甘楽町立新屋小学校 年 組 氏名

学校感染症名（ ）

上記の児童・生徒は、（ ）月（ ）日より登校可能と認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名